

別添

太良町業務委託契約書

(経過措置：平成31年4月1日以後に契約を行うもので、  
予定契約期間の末尾を令和元年10月1日以後とする契約用)

附 則

1 部分払金の額の算定については、第9条第1項中「履行した業務に相当する業務委託料」とあるのは、「履行した業務に相当する業務委託料（令和元年9月30日以前における第9条による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に110分の2乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。